



各 位

平成 20 年 6 月 11 日

会 社 名 株式会社富士テクノソリューションズ
代 表 者 名 代表取締役 高井 男
(コード番号 2336)

問い合わせ先

役 職 氏 名 経営管理部部長 岩澤 隆則

電 話 046-250-1666

定款の一部変更のお知らせ

平成 20 年 6 月 11 日開催の当社取締役会において、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役がその期待される責務を十分に果し得るよう、また、社外取締役及び社外監査役として独立性の高い有用な人材の招聘を容易にすることを目的に、会社法第 427 条第 1 項の規定による社外取締役及び社外監査役との同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、変更案第 25 条及び第 35 条を新設するものであります。
なお、社外取締役との間の責任限定契約に関する定款規定の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 監査役会に関する規定を明確化するために監査役及び監査役会について、変更案第 5 章を新設するものであります。
- (3) 条文を新設することにより、条数の繰り下げを行うものであります。
- (4) その他定款全体の整合性を図るため、一部表現の変更をするものであります。

2.定款の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社富士テクノソリューションズと称し、英文では Fuji Techno Solutions Co.,Inc.と表記する。</p> <p>(目的) 第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条 (条文省略)</p> <p>(公告) 第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社可能株式総数および各種の株式の数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、17,420株とする。 (新設)</p> <p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務所取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第8条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第9条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月末日とする。</p> <p>(招集権者及び議長) 第11条 株主総会は、法令に別段に定めがある場合を除き、<u>社長が招集し、議長となる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社富士テクノソリューションズと称し、英文では Fuji Techno Solutions Co., Inc.と表記する。</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告)<u>方法</u>) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社可能株式総数および各種の株式の数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、17,420株とする。 (株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務所取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する。</u> 3 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第9条 当社の<u>株主の権利行使及び株式に関する取扱いならびに</u>手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集) 第10条 当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 社長に事故があるときは、<u>予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 2 会社法第309条第2項の定めによる決議および会社法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。</p> <p>第4章 取締役、監査役及び取締役会 (取締役及び監査役の員数) 第14条 当会社の取締役は3名以上10名以内、監査役は1名以上3名以内とする。</p> <p>(取締役及び監査役の選任) 第15条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。 (新設) 2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役及び監査役の任期) 第16条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第15条 当会社の取締役は3名以上10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第16条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>2 <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第17条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 <u>取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役および監査役に対して、これを発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを招集することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第18条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>第18条 <u>当社は、取締役の決議により、取締役社長1名を定め、また必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。</u></p>	<p>第19条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>2 <u>取締役社長は、当会社を代表する。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>3 <u>取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>第20条 (現行どおり)</p>
<p>(業務執行)</p>	<p>(業務執行)</p>
<p>第19条 <u>取締役社長は当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u></p>	<p>第21条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第20条 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p>第21条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等) 第21条 <u>取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び各監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第25条 <u>当会社は会社法第 427 条第1項の規定により、同法第 423 条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第26条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(監査役会の決議の方法) 第31条 <u>監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u>
(新設)	(監査役会の議事録) 第32条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新設)	(監査役会規程) 第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
(新設)	(監査役の報酬等) 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(新設)	(社外監査役の責任限定契約) 第35条 <u>当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、同法第 423 条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。</u>
第5章 計 算	第6章 計 算
(営業年度及び決算期) 第22条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> (新設)	(事業年度) 第36条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>
(新設)	(剰余金の配当等) 第37条 <u>当社は、株主総会の決議によって毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。</u>
(新設)	(中間配当) 第38条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</u>
(配当金の除斥期間) 第23条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領させないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u> (新設)	(配当金の除斥期間) 第39条 <u>配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u> 2 <u>未払の配当金には利息をつけない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 情報開示</p> <p>(会社内容説明書の作成)</p> <p>第24条 当社は、日本証券業協会の定める店頭取扱有価証券・グリーンシート銘柄(エマージング区分)として要求される会社内容説明書その他開示すべき書類を同協会が定める提出期間までに作成する。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 情報開示</p> <p>(会社内容説明書の作成)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>

以 上